

第 168 号 (令和 6 年 6 月 5 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

【規則】

- △ 横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則【経済局企業投資促進課】 3

【告示】

- △ 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】 4
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 5
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 6
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 7
- △ 家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】 8
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 9
- △ 家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認辞退【こども青少年局こども施設整備課】 10
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 11
- △ 地籍調査の実施【みどり環境局地籍調査課】 12
- △ 保存すべき緑地の指定【みどり環境局公園緑地事業課】 13
- △ 横浜市立子安小学校プール使用料の収納事務の委託【教育委員会事務局学校支援・地域連携課】 15
- △ 横浜市学校給食費の徴収事務の委託【教育委員会事務局健康教育・食育課】 16

【公告】

- △ 市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行【財政局ファシリティマネジメント推進課】 17
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 19
- △ 同 【経済局商業振興課】 20
- △ 同 【経済局商業振興課】 21
- △ 同 【経済局商業振興課】 23
- △ 公園の一時利用停止【みどり環境局公園緑地管理課】 24
- △ 排水設備指定工事店の指定【下水道河川局管路保全課】 25
- △ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】 26
- △ 建築協定の認可【建築局建築企画課】 27
- △ 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定【建築局市街地建築課】 28
- △ 市街地再開発事業に関する都市計画の決定に伴う土地の有償譲渡の届出の相手方【建築局都市計画課】 29

△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	30
△	同【建築局調整区域課】	31
△	同【建築局調整区域課】	32
△	同【建築局調整区域課】	33
△	同【建築局調整区域課】	34
△	同【建築局調整区域課】	35
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	36
△	同【建築局調整区域課】	37
△	同【建築局調整区域課】	38
△	建築基準法に基づく道路の一部廃止【建築局建築指導課】	39
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	40
△	同【建築局建築指導課】	41
[区告示]		
△	認可地縁団体の告示事項の変更【港南区地域振興課】	42
△	同【泉区地域振興課】	43
△	同【泉区地域振興課】	44
△	同【鶴見区地域振興課】	45
△	同【神奈川区地域振興課】	46
△	同【戸塚区地域振興課】	47
△	同【泉区地域振興課】	48
△	同【旭区地域振興課】	49
△	同【瀬谷区地域振興課】	50
△	同【栄区地域振興課】	51
△	同【栄区地域振興課】	52
△	同【栄区地域振興課】	53
△	同【栄区地域振興課】	54
[水道局]		
△	横浜市水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程【総務課】	55

規則

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例
施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 55 号

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関
する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例
施行規則（平成 30 年 3 月横浜市規則第 33 号）の一部を次のように改
正する。

第 10 条第 1 項第 1 号中「以下」を「次項第 1 号において」に改め
、同項第 4 号中「が 1 平方メートルにつき」を「（建築基準法施行
令第 129 条の 5 第 2 項の積載荷重をいう。）が」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

横浜市告示第 236 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認 年月日	令和 6 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	スターチャイルド《鶴ヶ峰ナーサリー》
設置者	ヒューマンスターチャイルド株式会社
所在地	旭区鶴ヶ峰一丁目 6 番地の 35 ぱれっと旭 3 階

横浜市告示第 237 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 6 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	にじいろ保育園綱島東
設置者	ライクキッズ株式会社
所在地	港北区綱島東一丁目 11 番 2 号

横浜市告示第 238 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認 年月日	令和 6 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	にじいろ保育園箕輪町
設置者	ライクキッズ株式会社
所在地	港北区箕輪町二丁目 5 番 8 号

横浜市告示第 239 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 6 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	トモキッズナーサリーかさま園
設置者	株式会社ビスイアソシエイツ
所在地	栄区笠間五丁目 23 番 5 号

横浜市告示第 240 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 43 条第 1 項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認 年月日	令和 6 年 4 月 1 日
施設種別	小規模保育事業 A 型
施設名称	こもれび保育園根岸園
設置者	株式会社 S H I N K S - K
所在地	中区根岸町 1 丁目 27 番地の 7

横浜市告示第 241 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 43 条第 1 項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認 年月日	令和 6 年 4 月 1 日
施設種別	小規模保育事業 A 型
施設名称	サフォークキッズランド横浜園
設置者	セルテック株式会社
所在地	旭区二俣川 1 丁目 10 番地 6

横浜市告示第 242 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認
 辞退

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 36 条の 37 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 48 条の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止を承認し、確認の辞退を受理した。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	令和 6 年 3 月 31 日
確認辞退年月日	令和 6 年 3 月 31 日
施設種別	小規模保育事業 A 型
施設名称	おはよう保育園横浜根岸
設置者	株式会社おはようキッズ
所在地	中区根岸町 1 丁目 27 番地の 7

横浜市告示第 243 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認
 辞退

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 36 条の 37 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 48 条の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止を承認し、確認の辞退を受理した。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	令和 6 年 3 月 31 日
確認辞退年月日	令和 6 年 3 月 31 日
施設種別	小規模保育事業 A 型
施設名称	保育ルーム山下公園
設置者	社会福祉法人中日会
所在地	中区山下町 70 番地 13 パークホームズ横濱山下公園 102

横浜市告示第 244 号

地籍調査の実施

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定に基づき、次のように地籍調査を行う。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 事業計画が策定された年月日
令和 6 年 4 月 30 日
- 2 調査を行う者の名称
横浜市
- 3 調査地域
金沢区釜利谷東二丁目、洲崎町、泥亀一丁目、泥亀二丁目、寺前一丁目、町屋町及び谷津町の各一部
瀬谷区北新、下瀬谷三丁目、瀬谷六丁目、橋戸三丁目、南瀬谷二丁目、南台一丁目及び南台二丁目の各一部並びに下瀬谷一丁目、下瀬谷二丁目、瀬谷五丁目、橋戸一丁目、橋戸二丁目及び南瀬谷一丁目
- 4 調査期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 245 号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和 48 年 6 月横浜市条例第 47 号）
第 7 条第 1 項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を
指定した。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市長 山中竹春

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
緑地保存地区	旭区白根五丁目 1,466 番の 2 の一部及び 1,466 番の 10 港北区小机町 1,191 番及び 1,195 番の 1 泉区中田北一丁目 2,362 番の 2	令和 6 年 3 月 15 日から 令和 16 年 3 月 31 日まで
源流の森保存地区	神奈川区羽沢町 610 番の 1 保土ヶ谷区上菅田町 635 番、636 番の一部及び 1,204 番の 1 金沢区朝比奈町 162 番の 1 の一部 金沢区釜利谷町 3,109 番の 1 の一部 緑区寺山町 374 番の 4、374 番の 6 の一部及び 375 番の一部 緑区長津田町 4,132 番の 1 及び 4,769 番の 1 戸塚区名瀬町 1,993 番の 11 から 1,993 番の 14 まで 瀬谷区阿久和南一丁目 37 番の 5 の一部、37 番の 8 の一部、37 番の 9 の一部、37 番の 10 の一部及び 37 番の 20 の一部 瀬谷区宮沢四丁目 18 番の 15、21 番の 15、22 番	令和 6 年 3 月 15 日から 令和 16 年 3 月 31 日まで

の 4 、 22 番 の 8 の 一 部 、 22 番 の 9 、 23 番 の 2 、 25 番 の 4 の 一 部 、 25 番 の 5 か ら 25 番 の 7 ま で

横 浜 市 告 示 第 246 号

横 浜 市 立 子 安 小 学 校 プ ー ル 使 用 料 の 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 等 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 (令 和 6 年 政 令 第 12 号) 附 則 第 2 条 第 1 項 の 規 定 に よ り な お 従 前 の 例 に よ る こ と と さ れ る 地 方 自 治 法 施 行 令 等 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 に よ る 改 正 前 の 地 方 自 治 法 施 行 令 (昭 和 22 年 政 令 第 16 号) 第 158 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 横 浜 市 立 子 安 小 学 校 プ ー ル 使 用 料 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た
。

令 和 6 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
株 式 会 社 ア メ ニ テ ィ シ ス テ ム 代 表 取 締 役 和 田 学	中 区 日 本 大 通 52 番 地	令 和 6 年 4 月 17 日 か ら 令 和 6 年 9 月 27 日 ま で

横浜市告示第 247 号

横浜市学校給食費の徴収事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、横浜市学校給食費の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
株式会社メタップ スペイメント 代表取締役社長 山崎 祐一郎	東京都港区港南 2 丁目 16 番 1 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

公告

横浜市公告第 297 号

市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和 6 年 6 月 5 日

契約事務受任者

横浜市財政局長 松井伸明

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有地の貸付け

(2) 物件の所在等

土地の所在	地目	地積 (m ²)
神奈川区恵比須町 3 番の 7	宅地	1,616.45

(3) 最低貸付価格

月額 641,730 円

(4) 貸付物件の使用目的 (用途指定)

神奈川区恵比須町土地公募貸付実施要項による。

(5) 貸付期間

1 年間 (自動更新 1 回 (1 年間) まで可)

(6) 入札に付す条件

神奈川区恵比須町土地公募貸付実施要項による。

2 神奈川区恵比須町土地公募貸付実施要項の交付

(1) 交付期間

令和 6 年 6 月 6 日から令和 6 年 6 月 17 日まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで)

(2) 交付場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課 (横浜市庁舎 12 階)

電話 045(671)3806

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名

停止の措置を受けていない者であること。

- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 神奈川区恵比須町土地公募貸付実施要項記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、期間中の貸付料を納める資力、能力等を有する者であること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。

4 入札参加の手続

- (1) 必要書類
神奈川区恵比須町土地公募貸付実施要項による。
- (2) 受付期間
令和 6 年 6 月 6 日から令和 6 年 6 月 17 日まで必着
- (3) 受付方法
書留又は簡易書留郵便で必要な書類を提出（持参可）
- (4) 宛先
〒 231-0005
横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティ
マネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課

5 入札方法及び開札の日時及び場所

- (1) 入札方法
書留又は簡易書留郵便で入札書を提出（持参可）
令和 6 年 7 月 3 日まで必着
（宛先）入札参加の手続の宛先と同じ
- (2) 開札
令和 6 年 7 月 5 日午後 2 時 00 分
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市庁舎 27 階 27 - S 03 会議室

6 入札保証金

入札保証金は免除する。

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 第 3 項の資格条件を満たさない者が行った入札
- (2) 神奈川区恵比須町土地公募貸付実施要項における入札実施要項第 6 条に定める入札

8 貸付料の納入方法

本市が発行する納入通知書により、年度ごとに本市が定める期日までに納付すること。

9 その他

詳細は神奈川区恵比須町土地公募貸付実施要項による。

横浜市公告第 298 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠ホームズ横浜店
鶴見区岸谷三丁目 781 番の 1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社島忠
代表取締役 岡野 恭 明
さいたま市中央区上落合 8 丁目 3 番 32 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	未定 ほか 1 者	株式会社三和 代表取締役 小 山 真 東京都町田市金森 4 丁目 1 番 2 号 ほか 1 者

(4) 変更の年月日

令和 5 年 12 月 8 日

(5) 変更した理由

小売業者が決定したため

2 届出年月日

令和 6 年 5 月 14 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 299 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー横浜天神橋店

南区堀ノ内町 1 丁目 102 番地の 1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヤオコー

代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町 1 丁目 10 番地の 1

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) ヤオコー横浜天神橋店 南区堀ノ内町 1 丁目 102 番地の 1	ヤオコー横浜天神橋店 南区堀ノ内町 1 丁目 102 番地の 1

(4) 変更の年月日

令和 6 年 2 月 20 日

(5) 変更した理由

店舗名称が決定したため

2 届出年月日

令和 6 年 5 月 14 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 300 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 (平 成 10 年 法 律 第 91 号) 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出 が あ っ た の で、 同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 5 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き、 そ の 届 出 及 び 添 付 書 類 を こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

な お、 こ の 公 告 に 係 る 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 が そ の 周 辺 の 地 域 の 生 活 環 境 の 保 持 の た め 配 慮 す べ き 事 項 に つ い て 意 見 を 有 す る 者 は、 こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 以 内 に、 横 浜 市 長 に 対 し、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る。

令 和 6 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

アピタテラス横浜綱島

港 北 区 綱 島 東 四 丁 目 3 番 17 号

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に

法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社

代 表 取 締 役 大 山 一 也

東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 4 番 1 号

(3) 変 更 し た 事 項

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地	アピタテラス横浜綱島 港 北 区 綱 島 東 四 丁 目 880 番 の 11	アピタテラス横浜綱島 港 北 区 綱 島 東 四 丁 目 3 番 17 号
大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 代 表 取 締 役 橋 本 勝 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 4 番 1 号	三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 代 表 取 締 役 大 山 一 也 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 4 番 1 号
大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	ユニー株式会社 代 表 取 締 役 関 口 憲 司 愛 知 県 稻 沢 市 天 池 五 反 田 町 1 番 地 ほ か 26 者	ユニー株式会社 代 表 取 締 役 榊 原 健 愛 知 県 稻 沢 市 天 池 五 反 田 町 1 番 地 ほ か 28 者

- (4) 変更の年月日
令和 6 年 5 月 17 日 ほか
 - (5) 変更した理由
所在地を住居表示に変更するため ほか
- 2 届出年月日
令和 6 年 5 月 17 日
- 3 縦覧場所
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 301 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

キーサウス

都筑区茅ヶ崎中央 14 番 12 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社横浜都市みらい

代表取締役 椿 真吾

都筑区荏田東四丁目 10 番 4 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社メガスポーツ 代表取締役 神谷和秀 千葉県美浜区中瀬 1 丁目 5 番地の 1 ほか 2 者	株式会社メガスポーツ 代表取締役 中嶋 築人 千葉県美浜区中瀬 1 丁目 5 番地の 1 ほか 2 者

(4) 変更の年月日

令和 3 年 9 月 1 日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のためほか

2 届出年月日

令和 6 年 5 月 14 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 302 号

公 園 の 一 時 利 用 停 止

横 浜 市 公 園 条 例 (昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号) 第 3 条 第 1 項
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 利 用 を 一 時 停 止 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 み ど り 環 境 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課
に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	一 時 利 用 停 止 の 区 域 及 び 面 積	一 時 利 用 停 止 の 態 様	一 時 利 用 停 止 期 間
岩 井 町 第 二 公 園	保 土 ヶ 谷 区 岩 井 町 289 番	別 図 の と お り 1,500 m ²	立 入 禁 止	令 和 6 年 6 月 10 日 か ら 令 和 6 年 12 月 20 日 ま で

別 図 (省 略)

横 浜 市 公 告 第 303 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) に 規 定 す る 排 水 設 備 指 定 工 事 店 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 6 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 排 水 設 備 指 定 工 事 店

指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
30649	木 崎 設 備	木 崎 寛	神 奈 川 県 三 浦 郡 葉 山 町 長 柄 1,460 番 地 の 53
11754	株 式 会 社 ア ロ ー ズ	外 崎 聡	保 土 ヶ 谷 区 藤 塚 町 4 番 7 号
11755	有 限 会 社 ア ク ア	奥 野 文 博	藤 沢 市 石 川 5 丁 目 3 番 地 の 21
11756	株 式 会 社 M A Y B I I	荻 野 達 也	鎌 倉 市 城 廻 736 番 地 の 16
11757	岩 谷 建 設 株 式 会 社	岩 谷 大 河	戸 塚 区 上 柏 尾 町 531 番 地 の 16
30650	A q u a d e s i g n 合 同 会 社	佐 藤 浩 敏	相 模 原 市 中 央 区 横 山 台 2 丁 目 34 番 19 号
11758	三 和 建 設 工 業 株 式 会 社	佐 藤 ひ と み	相 模 原 市 中 央 区 南 橋 本 3 丁 目 9 番 13 号
11759	ス ペ シ ャ ル ア ク ア ダ ク ト サ ー ビ ス	遠 藤 康 弘	緑 区 寺 山 町 640 番 地 の 7
30651	株 式 会 社 K - C O N N E C T	高 島 京 一 郎	都 筑 区 川 和 町 630 番 地

2 指 定 有 効 期 間

令 和 6 年 6 月 1 日 か ら 令 和 10 年 10 月 31 日 ま で

横浜市公告第 304 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和 6 年 4 月 3 日	00174	杉山管工設備株式会社	(新) 二井谷 龍 二	平塚市四之宮 5 丁目 29 番 5 号
			(旧) 大 藤 晃 弘	
令和 6 年 4 月 1 日	10118	清水建設株式会社横浜支店	(新) 富 永 秀 行	中区吉田町 65 番地
			(旧) 大 橋 成 基	
令和 6 年 4 月 1 日	30325	メルビック電気株式会社	(新) 宇佐美 良 二	神奈川区新子 安一丁目 34 番 3 号
			(旧) 田 中 修	

横浜市公告第 305 号

建築協定の認可

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 73 条第 1 項の規定に基づき、港北ニュータウンつづき野建築協定を認可した。

その建築協定書は、横浜市建築局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市長 山中竹春

横浜市公告第 306 号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定
 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づき、総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造を次のとおり認定した。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

認定年月日	認定番号	一団地	申請者
令和 6 年 5 月 24 日	第 1013 号	神奈川県六角橋三丁目 624 番の 1 ほか	学校法人神奈川大学 理事長 石 渡 卓

横浜市公告第 307 号

市街地再開発事業に関する都市計画の決定に伴う土地の有償譲渡の届出の相手方

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定により、横浜国際港都建設計画第一種市街地再開発事業の決定が告示されたことに伴い、同法第 57 条第 2 項本文の規定による土地の有償譲渡の届出の相手方を次のとおり定める。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 土地の有償譲渡の届出の相手方の住所及び氏名
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市長 山中 竹 春
- 2 届出をすべき土地の区域
中区尾上町 2 丁目 23 番地の 2、23 番地の 4 の一部、25 番地、26 番地、27 番地の 1 及び 27 番地の 2、蓬萊町 1 丁目 7 番地の 6 の一部、真砂町 2 丁目 11 番地の 2、12 番地の 1、12 番地の 2、13 番地の 1、13 番地の 2、14 番地の 1、14 番地の 2、15 番地、16 番地の 1、16 番地の 2、16 番地の 3、17 番地の 1、17 番地の 2、17 番地の 3、18 番地の 2、22 番地、22 番地の 1、22 番地の 2、23 番地、24 番地の 1、24 番地の 2、26 番地及び 27 番地、真砂町 3 丁目 33 番地の 1、33 番地の 2、33 番地の 3、33 番地の 4、34 番地の 1、34 番地の 2、34 番地の 3、34 番地の 4、34 番地の 5、34 番地の 6、35 番地の 1、35 番地の 2、36 番地、36 番地の 2、36 番地の 3、37 番地の 1、37 番地の 2、37 番地の 3、38 番地の 1 及び 38 番地の 3、万代町 1 丁目 7 番地の 7 の一部、港町 2 丁目 3 番地の 2、3 番地の 4、6 番地、7 番地、8 番地の 1、8 番地の 2、9 番地、9 番地の 2 の一部及び 9 番地の 3 の一部並びに港町 3 丁目 10 番地の 1、10 番地の 2、10 番地の 3、10 番地の 4、11 番地の 1、11 番地の 2、11 番地の 3、11 番地の 4、12 番地の 1、12 番地の 2、12 番地の 3、12 番地の 4、13 番地、14 番地及び 14 番地の 4
- 3 市街地再開発事業の種類及び名称
横浜国際港都建設計画第一種市街地再開発事業
関内駅前地区第一種市街地再開発事業

横 浜 市 公 告 第 308 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 8 月 3 日 第 2023 開 1206 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 片 倉 二 丁 目 67 番 5 号
有 限 会 社 恒 企 画
代 表 取 締 役 末 竹 恒 也
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
緑 区 鴨 居 三 丁 目 766 番 の 5 の 一 部 、 766 番 の 6 、 766 番 の 11 か
ら 766 番 の 19 ま で 、 766 番 の 20 の 一 部 、 766 番 の 21 、 766 番 の 22
の 一 部 、 766 番 の 23 か ら 766 番 の 31 ま で 、 766 番 の 34 及 び 2,695
番 の 169 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 309 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 9 月 12 日 第 2023 開 1710 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
青 葉 区 大 場 町 395 番 地 の 33
一 本 杉 勉
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 大 場 町 395 番 の 28 、 395 番 の 74 及 び 395 番 の 75

横 浜 市 公 告 第 310 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 9 月 27 日 第 2023 開 1311 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 楠 町 10 番 地 の 1
株 式 会 社 ベ ン ハ ウ ス
代 表 取 締 役 荻 間 勉
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 秋 葉 町 396 番 の 1 、 396 番 の 5 か ら 396 番 の 9 ま で 、 39
6 番 の 10 の 一 部 及 び 396 番 の 11 か ら 396 番 の 13 ま で

横 浜 市 公 告 第 311 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 10 月 11 日 第 2023 開 604 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 3 丁 目 7 番 1 号
東 京 セ キ ス イ ハ イ ム 株 式 会 社
代 表 取 締 役 吉 田 匡 秀
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 南 区 日 野 九 丁 目 648 番 の 7 及 び 648 番 の 21 から 32 まで

横 浜 市 公 告 第 312 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 11 月 29 日 第 2023 開 811 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
旭 区 さ ち が 丘 41 番 地
和 田 公 二
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 さ ち が 丘 41 番 の 1 及 び 41 番 の 2 の 各 一 部

横 浜 市 公 告 第 313 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 12 月 18 日 第 2023 開 708 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
保 土 ヶ 谷 区 上 菅 田 町 483 番 地
松 野 重 信
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
保 土 ヶ 谷 区 上 菅 田 町 478 番 の 2 、 478 番 の 5 及 び 478 番 の 19

横 浜 市 公 告 第 314 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2024 ・ 3 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 6 年 5 月 24 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
7.00 m
- 5 指 定 の 場 所
西 区 南 軽 井 沢 15 番 の 44
- 6 申 請 者 の 氏 名
ク ロ サ ワ コ ー ポ レ ー シ ョ ン 株 式 会 社
代 表 取 締 役 黒 澤 保 雄

横浜市公告第 315 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定番号
第 2024 ・ 5 ・ 1 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 5 月 17 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
21.60 m
- 5 指定の場所
南区別所四丁目 974 番の 10
- 6 申請者の氏名
株式会社インタープラン
代表取締役 佐々木 博 生

横 浜 市 公 告 第 316 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2024 ・ 18 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 6 年 5 月 27 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
16.33 m
- 5 指 定 の 場 所
都 筑 区 東 山 田 一 丁 目 34 番 の 24
- 6 申 請 者 の 氏 名
酒 井 年 子

横 浜 市 公 告 第 317 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 6 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 年 月 日
令 和 6 年 5 月 23 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
25.60 m
- 4 廃 止 の 場 所
鶴 見 区 本 町 通 二 丁 目 102 番 の 4 の 一 部
- 5 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 日 本 ワ ー ク ス
代 表 取 締 役 矢 嶋 和 幸

横 浜 市 公 告 第 318 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 42 ・ 84 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 6 年 5 月 22 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
6.60 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
7.50 m
- 5 廃 止 の 場 所
南 区 大 岡 三 丁 目 1,745 番 の 21 地 先 から 1,745 番 の 97 地 先 まで

横 浜 市 公 告 第 319 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 42 ・ 89 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 6 年 5 月 22 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.50 m 及 び 6.60 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
34.30 m
- 5 廃 止 の 場 所
南 区 大 岡 三 丁 目 1,759 番 の 28 地 先 か ら 1,759 番 の 66 地 先 ま で

区 告 示

港南区告示第 2 号（令和 6 年 5 月 13 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、中永谷団地自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 13 日

横浜市港南区長 栗原敏也

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	齋藤 澄子 港南区下永谷五丁目 76 番 3 号	住田 伸太郎 港南区下永谷五丁目 68 番 12 号

泉区告示第 9 号（令和 6 年 5 月 17 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、原弥生台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 17 日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	焼山靖雄 泉区新橋町 928 番地 の 1	越川陽一 泉区新橋町 925 番地 の 7

泉区告示第 10 号（令和 6 年 5 月 17 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、光ヶ丘町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 17 日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	伊藤 強 泉区白百合三丁目 2 番 4 号	山本 希士夫 泉区白百合三丁目 20 番 25 号

鶴見区告示第 2 号（令和 6 年 5 月 20 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、汐入町 3 丁目自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 20 日

横浜市鶴見区長 渋谷 治 雄

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	佐藤 晃 鶴見区汐入町 3 丁目 51 番地の 16	鈴木 哲雄 鶴見区汐入町 3 丁目 51 番地の 1

神奈川区告示第 6 号（令和 6 年 5 月 20 日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、高島台町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 20 日

横浜市神奈川区長 鈴木 茂 久

変更した事項	変更前	変更後
主たる事務所の所在地	神奈川区高島台 16 番地の 5 号	神奈川区高島台 1 番地の 5 号

戸塚区告示第 3 号（令和 6 年 5 月 21 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、東明西町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 21 日

横浜市戸塚区長 近 藤 武

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	宮 沢 忠 男 戸塚区汲沢七丁目 23 番 18 号	三 嶋 佳 子 戸塚区汲沢七丁目 8 番 12 号

泉区告示第 11 号（令和 6 年 5 月 21 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、下和泉住宅自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 21 日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	高 田 孝 泉区下和泉三丁目 27 番 6 号	前 原 康 博 泉区下和泉三丁目 7 番 24 号

旭区告示第 20 号（令和 6 年 5 月 27 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、善部西自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 27 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	河野深雪 旭区善部町 58 番地の 16	飯田洋一 旭区善部町 50 番地の 22

瀬谷区告示第 2 号（令和 6 年 5 月 27 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、本郷第二自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 27 日

横浜市瀬谷区長 植 木 八千代

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	宮 地 宏 幸 瀬谷区本郷一丁目 45 番地の 11	加 藤 達 史 瀬谷区本郷一丁目 32 番地の 8

栄区告示第 3 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、庄戸二丁目町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	加藤敬子 栄区庄戸二丁目 4 番 19 号	藤井豪夫 栄区庄戸二丁目 10 番 5 号

栄区告示第 4 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、小山台町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	小 澤 脩 栄区小山台一丁目 3 番 13 号	田 辺 真 琴 栄区小山台二丁目 39 番 19 号

栄区告示第 5 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、大船富士見台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	沖 津 敬 栄区飯島町 1,879 番 地の 13	藤 本 弥 生 栄区小菅ヶ谷町 1,64 6 番地の 8

栄区告示第 6 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、長倉町自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	井 上 博 夫 栄区長倉町 3 番 2 号	松 島 正 典 栄区長倉町 4 番 22 号

水 道 局

横 浜 市 水 道 局 庁 舎 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す
る。

令 和 6 年 6 月 5 日

横 浜 市 水 道 事 業 管 理 者
水 道 局 長 山 岡 秀 一

水 道 局 規 程 第 11 号

横 浜 市 水 道 局 庁 舎 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程
横 浜 市 水 道 局 庁 舎 管 理 規 程 (令 和 5 年 3 月 水 道 局 規 程 第 1 号) の
一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

別 表 中 「 建 設 課 長 」 を 「 施 設 整 備 課 長 」 に 改 め る。

附 則

こ の 規 程 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る。